

議案第 2 号

桑名市手数料条例の一部改正について

桑名市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 月 23 日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市手数料条例の一部を改正する条例

桑名市手数料条例（平成16年桑名市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

戸籍法関係の手数料

区分	手数料の額
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1 通につき 450円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1 通につき 750円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700円
届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1 通につき 1,400円
届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したもの	書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

戸籍法（昭和22年法律第224号）の改正に伴い、戸籍等に関する電子証明書提供用識別符号の発行手数料を定める等、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前		改 正 後	
(別表第1) 別表第1（第2条関係） 戸籍法関係の手数料		別表第1（第2条関係） 戸籍法関係の手数料	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
戸籍の記録事項証明書（全部・個人・一部）	1通につき 450円	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき 450円
除籍の記録事項証明書（全部・個人・一部）	1通につき 750円	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき 750円
戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
除籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 450円	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書	1通につき 350円	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1通につき 1,400円	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用す	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用す
届書その他の書類の閲覧	書類1件につき 350円	用した行政の推進等に関する	1件につき 700円

<p>る方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	
<p>届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1 通につき 350 円</p>
<p>上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付</p>	<p>1 通につき 1,400 円</p>
<p>届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円</p>